

聖籠町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月7日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町規則第28号

聖籠町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

聖籠町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成19年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条、別記様式第1号（その1）及び別記様式第1号（その2）中「、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第1号（その3）中「、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項」に改める。

別記様式第2号中「、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記様式第3号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の聖籠町鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出された申請書等は、この規則の相当規定により提出された申請書等とみなす。